**監査役職務確認書（確認事項のみ）**

監査役職務確認書 確認項目

**Ⅰ．監査計画及び監査環境の整備に関する項目**

１．　監査計画及び職務の分担

２．　監査役への報告に関する体制等

３．　監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

４．　監査役会の運営及び監査役会非設置会社の監査役の連携

**Ⅱ．業務監査に関する項目**

１．　取締役会への出席・意見陳述 ／ 重要な会議への出席

２．　取締役会等の意思決定・監督義務の履行状況の監査

３．　取締役（会）への報告義務・行為差止め請求

４．　競業取引・利益相反取引等の監査

５．　内部統制監査（金商法「財務報告内部統制」を含む）

６．　会社の支配に関する基本方針等の監査

及び第三者割当の監査と独立役員の対応

７．　代表取締役との定期的会合

８．　取締役及び使用人に対する報告聴取、業務・財産の調査（往査の実務）

９．　企業不祥事発生時の対応及び第三者委員会の設置

１０．企業集団に関する監査

１１．内部監査部門等との連携

１２．事業報告等の監査

**Ⅲ．会計監査に関する項目**

１．　会計監査人非設置会社の会計監査

２．　会計監査人設置会社の会計監査

３．　会計監査人の選任等・会計監査人の報酬等についての確認

４．　会計監査人との連携についての確認

**Ⅳ．監査報告に関する項目**

１．　期末監査調書の作成 ／ 監査内容等の報告・通知

２．　監査報告の作成・通知

３．　提出議案の調査 ／ 株主総会への報告・説明等

**Ⅴ．監査役が対応すべきその他の項目**

１．　取締役等の責任一部免除に関する事項

２．　取締役に対する株主代表訴訟・多重代表訴訟の提起請求等への

監査役の対応

３．　監査役の選任議案に関する事項

４．　監査役の報酬に関する事項

５．　監査役（会）と内部監査部門、会計監査人との連携（三様監査）

に関する事項

６．　監査役と社外取締役との情報交換等に関する事項

**Ⅵ．善管注意義務を履行していること・任務懈怠をしていないこと等についての確認**

１．　取締役等の責任一部免除に関する事項

２．　取締役に対する株主代表訴訟・多重代表訴訟の提起請求等への

監査役の対応

（ページ）

**１－２**

**２－５**

**６－７**

**７－８**

**８－９**

**９**

注）公認会計士又は監査法人の表記については、会社法、金融商品取引法の表記に従って「会計監査人」

又は「監査人」としました。

**監査役職務確認書**

## **Ⅰ．監査計画及び監査環境の整備に関する項目**

1. **監査計画及び職務の分担**

［確認事項］

|  |  |
| --- | --- |
| □１．監査役間・監査役会で、前年度の監査活動の実効性について協議し、重点監査項目、監査方法及び職務分担を定め、監査計画を作成した。□２．監査計画に関し、代表取締役と意見交換し、取締役会等で説明を行った。□３．監査計画策定にあたり、内部監査部門や会計監査人と必要なコミュニケーションを行った。□４．上記（　　　）項については、確認を保留する。

|  |
| --- |
| [確認の方法・内容・課題等] |

 |

**２． 監査役への報告に関する体制等**

**［確認事項］**

|  |  |
| --- | --- |
| □１．経営状況、事業遂行状況、財務状況、月次・四半期・半期・期末決算の状況等が定期的に報告される体制が整備されていることを確認している。□２．内部監査部門が実施した内部監査の結果、リスク管理の状況、コンプライアンスの状況、事故・不正・苦情・係争案件の状況等につき適時・適正に報告を受けている。□３．上記（　　　）項については、確認を保留する。

|  |
| --- |
| [確認の方法・内容・課題等] |

 |

**３． 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項**

**［確認事項］**

|  |  |
| --- | --- |
| □１．監査の実効性を確保するため補助使用人の必要性を検討した。　　　検討結果　□ 必要有り　（理由　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　)　　　　　　　　□ 必要なし　（理由　　 )□２．必要と判断し、取締役に補助使用人の配置を求めた。　　　 (取締役の対応: )□３．必要に応じて取締役と協議を行うなど、補助使用人の業務執行者からの独立性の確保に努めている。□４．上記（　　　）項については、確認を保留する。

|  |
| --- |
| [確認の方法・内容・課題等] |

 |

**４．監査役会の運営及び監査役会非設置会社の監査役の連携**

**［確認事項］**

|  |  |
| --- | --- |
| □１．[監査役会設置会社が対象] 会社法等に則した体制を整備し、規程・規則等を定め、運営している。□２．[監査役会非設置会社が対象]監査役間の意思疎通、情報共有を図るために、定期的に意見交換又は協議をしている。□３．上記について、確認を保留する。

|  |
| --- |
| [確認の方法・内容・課題等] |

 |

## **Ⅱ．業務監査に関する項目**

**１． 取締役会への出席・意見陳述 ／ 重要な会議への出席**

**［確認事項］**

|  |  |
| --- | --- |
| □１．会社法に定める権限と義務を認識し、取締役会に出席し、必要の都度意見表明を行っている。□２．取締役会の議事録が、法令の定めに従い議事の概要を正確に記載していることを常に確認して、記名押印を行っている。□３．監査に必要と考える重要な会議等に出席し、必要の都度意見表明を行っている。□４．上記（　　　）項については、確認を保留する。

|  |
| --- |
| [確認の方法・内容・課題等] |

 |

**２． 取締役会等の意思決定・監督義務の履行状況の監査**

**［確認事項］**

|  |  |
| --- | --- |
| □１．取締役会が法令・定款を遵守し、会社の利益を第一に考えてかついわゆる経営判断の原則に配慮し、適切に意思決定を行っているかを確認している。□２．代表取締役等が、取締役会で職務執行状況を適法、適切に報告をしているか、取締役会が代表取締役等に対する監督義務を適切に履行しているかを確認している。□３．取締役会を書面決議で行う場合は、適法に行われているか、提案内容に異議を述べる必要の有無を確認している。□４．上記（　　　）項については、確認を保留する。

|  |
| --- |
| [確認の方法・内容・課題等] |

 |

**３． 取締役（会）への報告義務・行為差止め請求**

**［確認事項］**

|  |  |
| --- | --- |
| □１.会社法に定める取締役（会）への報告義務を認識し、報告すべき事象を認識した場合は、遅滞なくその旨を取締役（会）に報告している。□２.必要な場合には、迅速に取締役会に報告するために、取締役会の招集を請求している。□３.必要な場合には、取締役の不正行為などによる会社の損害を未然に防止するため取締役に対して行為をやめるよう請求している。（差止請求権限）。□４.上記１～３については、今年度は発生していない。□５.上記（　　　）項については、確認を保留する。

|  |
| --- |
| [確認の方法・内容・課題等] |

 |

**４． 競業取引・利益相反取引等の監査**

**［確認事項］**

|  |  |
| --- | --- |
| □１．取締役の競業取引・利益相反取引が事前に取締役会に付議され、事後に取締役会に報告されるなど適法に取締役会に付議されているかを確認している。□２．無償の利益供与が行われていないかを取締役会審議、決裁書閲覧等で確認している。□３．関連当事者との一般的でない取引等の有無と適正な履行の確認のため、取締役会審議、決裁書閲覧、会計証憑等で確認している。□４．親会社等との利益相反取引に関し、事業報告等を確認し、監査役の意見を監査報告に記載している。□５．自己株式の取得および処分又は消却の手続が、適法かつ定款に基づき適正に履行されているかを、取締役会審議、決裁書閲覧等で確認している。□６．上記（　　　）項については、確認を保留する。

|  |
| --- |
| [確認の方法・内容・課題等] |

 |

**５． 内部統制監査（金商法「財務報告内部統制」を含む）**

＊企業集団内部統制の監査役職務については、「企業集団内部統制に関する監査役職務確認書」を併せてご活用ください。

**［確認事項］**

|  |  |
| --- | --- |
| □１．会社法並びに関連法令に基づく内部統制システム構築の決議の内容及び運用状況の相当性を確認した。□２．内部統制体制の構築・運用・評価が適切に行われていること、及びその結果に基づき取締役会で必要な都度見直しが行われていることを確認した。□３．内部統制体制の決議内容及び運用状況が事業報告において適切に開示されていることを確認した。□４．「経営者が財務報告内部統制について、適正に構築・運用し、有効性を評価し、内部統制報告書に記載した」ことを監視、検証し、監査人の有効性の評価についても報告を受け、内容を確認した。□５．内部通報制度が利用しやすいものになっていることを確認した。□６．内部通報した者が不利益にならないように運営されていることを確認した。□７．反社会的勢力との関係を遮断する内部統制システムが構築・運用されていることを確認した。□８．上記（　　　）項については、確認を保留する。

|  |
| --- |
| [確認の方法・内容・課題等] |

 |

**６． 会社の支配に関する基本方針等の監査　及び第三者割当の監査と独立役員の対応**

**［確認事項］**

|  |  |
| --- | --- |
| □１．当社の買収防衛策が法に定められた条件を満たしていることを確認した（施行規則 118条3号）。□２．今期行われた第三者割当を含む株式・新株予約権等の発行につき監査し、必要な対応を行った。□３．独立役員に指定された社外監査役は、一般株主の利益を踏まえた行動をとっている。□４．上記（　　　）項については、確認を保留する。

|  |
| --- |
| [確認の方法・内容・課題等] |

 |

**７． 代表取締役との定期的会合**

**［確認事項］**

|  |  |
| --- | --- |
| □１．代表取締役との定期的な会合を、事前に年間の監査計画に組み込み実施している。□２．上記については、確認を保留する。

|  |
| --- |
| [確認の方法・内容・課題等] |

 |

**８． 取締役及び使用人に対する報告聴取、業務・財産の調査（往査の実務）**

**［確認事項］**

|  |  |
| --- | --- |
| □１．取締役・使用人へのヒアリング、重要書類の閲覧等を通して、その職務が適法かつ適正に実行されているか、調査を行った。□２．財産の取得、保全、運用、売却、除却、廃棄などが、法令・社内諸規則に従い、適正に処理されているか、調査を行った。□３．資産の棚卸への立会い等により実在性を確認し、また遊休資産の管理状況を確認した。□４．上記（　　　）項については、確認を保留する。

|  |
| --- |
| [確認の方法・内容・課題等] |

 |

**９．　企業不祥事発生時の対応及び第三者委員会の設置**

**［確認事項］**

|  |  |
| --- | --- |
| □１．不祥事の兆候（危険信号）を感知するために、会計監査人や内部監査部門に対し取締役等の業務の執行状況について質問し、意見交換をしている。□２．不祥事の発生及び発生が疑われる場合、直ちに取締役等から報告を求め、必要に応じて、調査委員会の設置を提言し、同委員会を通じ事実関係の把握に努めている。□３．不祥事の原因究明、損害の拡大防止、早期収束、再発防止、対外的開示のあり方に関する取締役及び調査委員会の対応状況を監視・検証している。□４．取締役の対応が、独立性、中立性又は透明性等の観点から適切でないと認められる場合は、第三者委員会の設置を勧告し、必要な時は自ら依頼して第三者委員会を立ち上げることに努める。□５．利害関係があると認められる場合を除き、第三者委員会の委員に就任することが望ましいと承知している。また、委員に就任しない場合には、委員会の設置の経緯及び対応状況について説明を受けている。□６．上記（　　　）項については、確認を保留する。

|  |
| --- |
| [確認の方法・内容・課題等] |

 |

**１０． 企業集団に関する監査**

＊企業集団内部統制の監査役職務については、「企業集団内部統制に関する監査役職務確認書」を併せてご活用ください。

**［確認事項］**

|  |  |
| --- | --- |
| □１．子会社・関連会社の事業報告・決算関係書類を閲覧し、必要に応じて子会社等の業務及び財産の状況を調査している。□２．子会社・関連会社の監査役が、監査懇話会「監査役職務確認書」「取締役職務執行確認書」等を活用して、自己の監査活動を確認、検証していることを確認している。□３．グループ経営の観点で、子会社・関連会社の「会社法・内部統制」の構築・運用状況について監査している。□４．グループ経営の観点で、子会社・関連会社の「金商法・内部統制」の構築・運用と有効性評価について報告を受け、内容を確認している。□５．上記（　　　）項については、確認を保留する。

|  |
| --- |
| [確認の方法・内容・課題等] |

 |

**１１． 内部監査部門等との連携**

**［確認事項］**

|  |  |
| --- | --- |
| □１．内部監査部門による是正・改善措置が取締役会等重要会議で十分に審議され、代表取締役その他業務執行取締役によって適時・適切に実施されているかをモニタリングしている。□２．必要に応じて内部監査部門が行う監査等に立会い、または同席している。□３．上記（　　　）項については、確認を保留する。

|  |
| --- |
| [確認の方法・内容・課題等] |

 |

**１２． 事業報告等の監査**

**［確認事項］**

|  |  |
| --- | --- |
| □１．株主総会に提出される事業報告およびその附属明細書が適法かつ会社の状況を正しく示しているかを確認している。□２．前項を踏まえ、監査役監査報告を作成した。□３．上記（　　　）項については、確認を保留する。

|  |
| --- |
| [確認の方法・内容・課題等] |

 |

## **Ⅲ．会計監査に関する項目**

**１．会計監査人非設置会社の会計監査**

 **［確認事項］**

|  |  |
| --- | --- |
| □１.会計方針が法令等に従っているか、また会計方針の変更が相当か確認をした。□２.会計帳簿に記載すべき事項が法令等に従い正確に記載され、記載漏れや不実の記載がないか確認をした。□３.会計帳簿に会社の全ての財産とその価額、及び財産の変動に関する取引内容と金額が記載されているか確認をした。□４.計算関係書類が、会計帳簿に基づいて正確に作成されているか確認をした。□５.計算関係書類が、法令等及び会計方針に従い会社の財産及び損益の状況を適正に表示しているか確認をした。□６.上記（　　　）項については、確認を保留する。

|  |
| --- |
| [確認の方法・内容・課題等] |

 |

**２．会計監査人設置会社の会計監査**

**［確認事項］**

|  |  |
| --- | --- |
| □１．会計監査人の監査方法が相当であるか確認をした。□２．会計監査人の監査結果が相当であるか確認をした。□３．会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制について、確認をした。□４．有価証券報告書等が適正に作成、報告されているか監査した。□５．上記（　　　）項については、確認を保留する。

|  |
| --- |
| [確認の方法・内容・課題等] |

 |

**３． 会計監査人の選任等・会計監査人の報酬等についての確認**

**［確認事項］**

|  |  |
| --- | --- |
| □１．会計監査人の選任、解任、再任の要否について検討し、株主総会に提出する議案が必要な場合は、その内容を決定し、代表取締役に文書により通知した。□２．会計監査人の報酬等の額について、同意、又は不同意の判断を行い、その内容と理由を代表取締役に文書により通知した。□３．上記（　　　）項については、確認を保留する。

|  |
| --- |
| [確認の方法・内容・課題等] |

 |

**４．会計監査人との連携についての確認**

**［確認事項］**

|  |  |
| --- | --- |
| □１．会計監査人の**監査の**方法と結果が相当であるか否かについて、監査役が行う相当性判断に資するように、会計監査人と緊密な連携を図った。□２．会計監査人の交代があった場合、会計監査人の引継の状況について説明を受け、十分な引継が行われるように適切な措置を講じることを求めた。□３．前任の会計監査人が、財務諸表における重要な虚偽の表示に関わる情報又は状況を把握している場合には、後任者にそれらを伝達していることを確認した。□４．監査人から不正リスクに関連して把握している事実について質問があり、適確にこれに対応した。□５．上記について、確認を保留する。

|  |
| --- |
| [確認の方法・内容・課題等] |

 |

## **Ⅳ．監査報告に関する項目**

**１． 期末監査調書の作成 ／ 監査内容等の報告・通知**

**［確認事項］**

|  |  |
| --- | --- |
| □１．期中監査調書の記載事項を整理し、期末に実施した監査調書と合わせて期末監査調書を作成した。□２．期末監査調書に基づく報告を取締役会、代表取締役等に行った。□３．上記（　　　）項については、確認を保留する。

|  |
| --- |
| [確認の方法・内容・課題等] |

 |

**２． 監査報告の作成・通知**

**［確認事項］**

|  |  |
| --- | --- |
| □１．期末監査調書に基づき監査役監査報告を作成した。□２．各自の監査報告に関して意見交換を行い、監査役会監査報告を作成した。□３．法令に定める期限までに特定取締役、会計監査人に通知した。□４．上記（　　　）項については、確認を保留する。

|  |
| --- |
| [確認の方法・内容・課題等] |

 |

**３． 提出議案の調査 ／ 株主総会への報告・説明等**

**［確認事項］**

|  |  |
| --- | --- |
| □１．総会へ提出する議案、書類等が法令・定款を遵守しているか、また著しく不当な事項があるかどうか調査した。□２．株主総会時の監査役への質問に対して簡潔、丁寧に説明出来るように準備した。□３．総会が適法・適正に開催・運営されたことを確認した。□４．取締役が、総会で決議された事項につき、実施したことを確認した。□５．上記（　　　）項については、確認を保留する。

|  |
| --- |
| [確認の方法・内容・課題等] |

 |

## **Ⅴ．その他　監査役が対応すべき項目**

**１．　取締役等の責任一部免除に関する事項**

**［確認事項］**

|  |  |
| --- | --- |
| □１．今期、該当事項は発生しなかった。□２．今期、取締役の責任一部免除に関する監査役の同意を求められ、責任免除の要件を確認の上、免除に同意した。□３．今期、取締役の責任一部免除に関する監査役の同意を求められ、責任免除の要件を確認の上、免除に同意しなかった。□４．上記（　　　）項については、確認を保留する。

|  |
| --- |
| [確認の方法・内容・課題等] |

 |

**２．　取締役に対する株主代表訴訟・多重代表訴訟の提起請求等への監査役の対応**

**［確認事項］**

|  |  |
| --- | --- |
| □１．今期、該当事項は発生しなかった。□２．今期、取締役に対する損害賠償提訴請求が株主から提出されたが、監査役として適切に対応した。□３．今期、取締役に対する株主代表訴訟（又は多重代表訴訟）が提起されたが、監査役として適切に対応した。□４．今期、取締役と会社間の訴訟が生じ、監査役が会社の代表として適切に対応した。□５．上記（　　　）項については、確認を保留する。

|  |
| --- |
| [確認の方法・内容・課題等] |

 |

**３． 監査役の選任議案に関する事項**

**［確認事項］**

|  |  |
| --- | --- |
| □１．監査役の選任に関する監査役（会）の同意等手続きが整備されている。□２．今期、監査役選任議案への同意を適法かつ適切に行った。□３．今期、監査役は選任されなかった。□４．今期、監査役の辞任にあたり不合理な点はないか確認した。□５．上記（　　　）項については、確認を保留する。

|  |
| --- |
| [確認の方法・内容・課題等] |

 |

**４． 監査役の報酬に関する事項**

**［確認事項］**

|  |  |
| --- | --- |
| □1．監査役の報酬等に関する事項を理解し、（監査役が二人以上いる場合は、監査役の協議により）報酬額を決定している。□２.上記について、確認を保留する。

|  |
| --- |
| [確認の方法・内容・課題等] |

 |

**５．監査役（会）と内部監査部門、会計監査人との連携（三様監査）に関する事項**

　　該当の[確認事項]　なし

**６．　監査役と社外取締役との情報交換等に関する事項**

**［確認事項］**

|  |  |
| --- | --- |
| □１．社外取締役との情報交換等の実施について検討し、適切に情報交換等を行った。□２. 社外取締役は選任されていない。□３．上記について、確認を保留する。

|  |
| --- |
| [確認の方法・内容・課題等] |

 |

## **Ⅵ． 善管注意義務を履行していること・任務懈怠をしていないこと等についての確認**

**［確認事項］**

|  |  |
| --- | --- |
| □１．監査役としての善管注意義務を履行し、任務懈怠をしていない。□２．監査役としての善管注意義務の履行、任務懈怠について、確認を保留する。

|  |
| --- |
| [確認の方法・内容・課題等] |

 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 本文のすべての **［確認事項］** は、セルフチェック用です |  | 確認　記載日　 |
|  |  | 記載者　氏名　 |